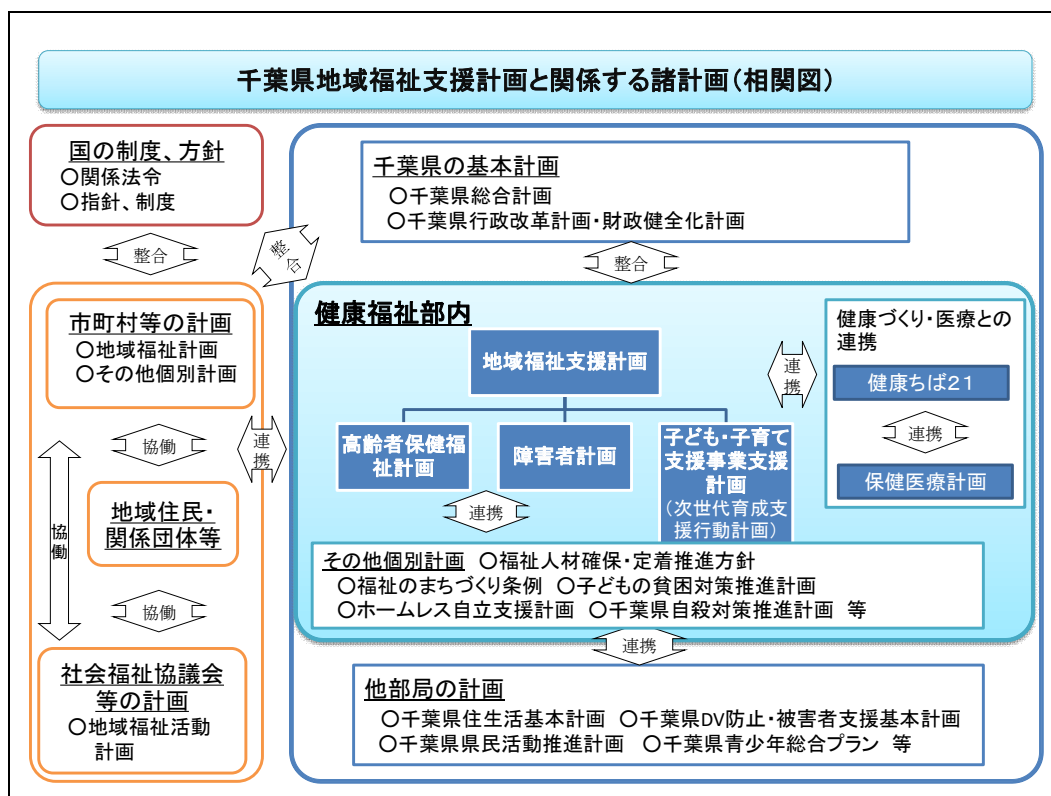


# 第1章 計画の策定にあたって

## I. 計画の位置付け・計画期間

- 「千葉県地域福祉支援計画」は、社会福祉法第108条により、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画です。
- 併せて、千葉県における地域福祉推進の基本方針であり、各分野において共通して取り組むべき事項を示すこととし、各分野の具体的施策については、個別の計画（高齢者保健福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業支援計画等）において推進されることを基本とします。
- また、この計画の推進に当たっては、福祉、医療、健康づくりの各計画だけでなく、広く地域社会づくりに資する、県民活動や住まい、教育、子ども・若者支援等の他分野とも連携します。
- 計画期間は、2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）までの6年間とします。  
 なお、計画の中間点である2018年度に、計画の進捗状況を中間的に取りまとめるとともに、法改正や社会状況変化を踏まえ、見直しを行いました。



## Ⅱ. 計画の中間見直しの趣旨

- 少子高齢・人口減少社会という大きな課題は、経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機を乗り越えるため、地域の力を強化し、生活の基盤としての地域社会の持続可能性を高めていく必要があります。
- こうした考えのもと、地域経済・社会全体の中で、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、相互に支える、支えられるという関係を構築することによって、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。
- 社会福祉法においては、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念を明確化するとともに、国及び地方公共団体が、地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることを求め、計画の策定を努力義務とする改正が行われました。
- そこで、この計画では、地域共生社会の実現を目指し、住民、団体、企業、行政など地域の様々な主体がお互いに協力して支え合い、地域社会の課題解決に取り組む「地域福祉」を推進していきます。

### Ⅲ. 近年の地域福祉関連施策の動向

- 2000年度に施行された「社会福祉法」では、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、地域で自立した生活ができるよう支援するもの」との基本的な理念が示されました。
- その後、2006年度には、医療、介護、障害者福祉等でも大きな制度改正があり、地域の医療・福祉整備における県、市町村の役割も飛躍的に大きくなりました。また、2008年3月には、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が報告書をまとめており、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策が検討されました。
- こうした中、2012年度には、社会保障制度改革推進法が制定され、以後、少子化対策、医療・介護制度等の社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現するための改革が行われました。
- 2014年、医療介護総合確保推進法が制定され、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステム<sup>1</sup>を構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等が行われました。消費税増収分を活用した新たな基金（地域医療介護総合確保基金<sup>2</sup>）が都道府県に設置され、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護等）を地域支援事業に移行し、多様化が図られました。
- 2016年の社会福祉法の改正では、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられ、法人の持つ福祉サービスにおける専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

<sup>1</sup> 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

<sup>2</sup> 地域医療介護総合確保基金：「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に基づき都道府県に設置される基金です。対象事業として、1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、2 居宅等における医療の提供に関する事業、3 介護施設等の整備に関する事業、4 医療従事者の確保に関する事業、5 介護従事者の確保に関する事業に活用されます。

## 第1章 計画の策定にあたって

- 同じく、2016年には、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すため、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。同プランでは、少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっているとし、少子高齢化という構造的な課題に取り組み、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した人も、障害や難病のある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが包摂され活躍できる社会「一億総活躍社会」の実現を目指すとしています。
- また、プランにおいては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」としています。
- これを受けて、国は、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、地域包括ケアシステム\*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法の一部を改正し、2018年4月に施行されたところです。

主な改正内容としては、（1）地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進の理念の明確化、（2）市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする、（3）市町村及び都道府県はそれぞれ市町村地域福祉計画<sup>3</sup>及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めるとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること等です。
- そのほか、社会福祉法改正の理念の実現に向けて、個別課題に対応するため、以下のような法律改正が行われました。
  - ・ 2015年4月、生活困窮者自立支援法施行。社会経済の構造的な変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化する、第二のセーフティネットと言われる制度。2018年10月、改正により就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施する努力義務を創設するなど、生活困

---

<sup>3</sup> 市町村地域福祉計画：社会福祉法第107条に規定された市町村が策定する計画であり、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を一体的に定める計画です。

## 第1章 計画の策定にあたって

窮者に対する包括的な支援体制を強化しました。

- ・ 2016年5月、成年後見制度<sup>4</sup>の利用の促進に関する法律施行。成年後見制度が、認知症や知的障害その他精神上的の障害があることにより財産の管理、その他日常生活に支障のある者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことに鑑み、基本方針等を定め、制度の利用促進を推進するものです。
- ・ 2016年12月、再犯の防止等の推進に関する法律施行。国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。
- ・ 2017年10月、改正後の住宅セーフティネット法の施行。高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など住宅の確保に特に配慮を要する者の入居を拒まない、耐震性能、一定の居住面積などの基準に適合した住宅を県に登録する制度の創設などにより住生活の安定化を推進するものです。

- 法改正の趣旨を踏まえ、国は、2017年3月に、地域共生社会の実現に向けて、分野を横断した事業の一体的実施や創意工夫のある取組を後押しするため、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、健康増進事業など、既存の地域づくりに資する事業について、権利擁護や虐待関係事業を含め、連携して一体的に事業を実施することが可能であるとして、事業の実施方法や費用の計上についてなど具体的に周知しました。
- さらに、2018年10月には、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点から、関係制度や関係機関との連携強化に向けた通知を発出しています。
- 地域福祉の推進にあたっては、これらの法改正や通知の趣旨を十分に踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、関係機関、分野との連携を強め、横断的・一体的に取り組んでいく必要があります。

(県や国における法制度等の主な動きは資料編を参照ください。)

---

<sup>4</sup> 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う民法の制度です。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うほか、身寄りのない人の場合は、市町村長に申立て権が付与されています。

### 【参考】社会福祉法の改正趣旨

平成29年12月12日厚生労働省

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」より

#### 第4条1項、2項関係

支え手側と受け手側にわかれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があることから、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」について「与えられる」ものではなく、「確保される」べきものとして規定を改めている。

地域住民等（地域住民、事業者、福祉活動を行う者）は本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化している。

#### 第5条関係

福祉サービスを提供するにあたっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされているが、その際、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉の推進に係る取組との連携にも配慮すべきである旨を明らかにした。

#### 第6条2項、第106条の3関係

地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定。

#### 第106条の2関係

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、適切な支援関係機関につなぐことを、各相談支援を担う事業者の努力義務とした。

#### 第106条の3関係

「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務とした。

#### 第107、108条関係

市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実について定めている。

計画の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけている。

また、定期的に調査、分析及び評価の実施を行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。